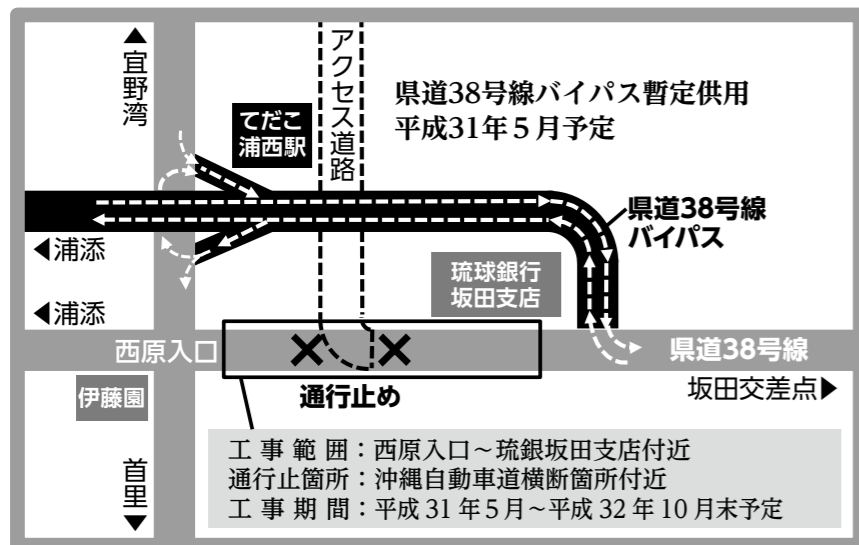


県道38号線 通行止め とバイパスの暫定供用に係る説明会



都市モノレールの延長区間の開業に向けて、てだこ浦西駅へのアクセス道路(県道浦西停車場線)の工事を予定しています。工事期間中は、県道38号線の一部区間の通行ができなくなりますので、県道38号線バイパスの利用をお願いします。皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。また、説明会を開催しますのでご参加ください。

説明会
 日時：2月13日(水) 19時～
 場所：町民交流センター (保健センター中ホール)

お問い合わせ 沖縄県都市モノレール建設事務所 建設1班 ☎943-5520

はかりの定期検査をお忘れなく!

販売などの取引や測定等の証明に使用する「はかり」は、2年に1回定期検査を受ける義務があります。

日時 2月25日(月) 10時～15時(12時～13時を除く)
 場所 町民交流センター プレイルーム

対象

- 取引または証明で使用するはかりのうち
- 以前に県による検査または代検査をしたはかりで、2月時点で2年以上経過するもの
- 新品購入したはかりで、2月時点で購入から3年以上経過するもの

例

- 商品の売買で使用するはかり
- 体重測定で使用するはかり
- 調剤で使用するはかり・運賃の算出で使用するはかり
- 農産物や水産物等の売買・出荷のために使用するはかり
- 工場・事業場等の原材料の購入・製品の販売・出荷のために使用するはかり

お問い合わせ
 沖縄県計量検定所 ☎889-2775

農地転用をお考えの方へ

農地を耕作以外の目的で使用(住宅・資材置場・駐車場など)する場合、事前に農地法に基づく手続き(許可等)が必要です。しかし、手続きがなされていない事例(右記参照)が多く見受けられます。ご注意ください。

「市街化区域」であっても、使用が「一時的」であっても、目的が「公共事業」であっても、農地法の手続きは必要です。

事例

- 市街化区域内の農地に住宅を建築する場合
- 住宅建築のため、隣の農地を借りて一時的に資材置場として使用する場合
- 公共事業を行うために、資材置場として使用する場合

お問い合わせ
 西原町農業委員会 ☎945-5281



めざせ樹齢五〇〇年以上

今年、本町の嘉手苅区(国指定史跡内閣御殿の敷地内)に所在する「内閣御殿のサワフジ」の治療を開始しました。

このサワフジは、樹齢四〇〇年以上といわれており、平成二十四年五月に町の天然記念物に指定された樹木です。平成二十五年度より毎年樹木医による定期診察を受けて、樹木の健康状態などを見守っています。

これまでの診断の結果、ここ数年で状態が悪くなっているという報告はありませんが、長年生きてきたことや、環境等の変化により少しずつ変異がでてきていることは言うまでもありません。

主に生育を阻んでいる要因として、すくそば(東側)のフクギ林による日光の遮りや、立地環境から台風等の風の影響を受けやすい、土壌検査で土壌不良が確認されたなどが挙げられていました。

そこで、この診断結果を受けて、サワフジを囲っていた柵を取り換え、その柵に風対策としてネットの設置と、サワフジの根本周辺に腐葉土を敷き詰め、土壌の健全化を図る作業を行いました。

お問い合わせ 教育部 文化課 文化財係 ☎944-4998



木にも関わってくる内容のため、すぐに解決できるものではなく、課題が残っています。今後も定期的な診察を継続しながら、必要な処置を施していく、町の大切な自然遺産として守っていきたいと考えています。町民の皆様も、病気の予防、早期発見のために健診を受けるなどお体に十分ご留意ください。

ひとりで悩まず相談を みんなの人権110番 ☎0570-003-110

「人権擁護委員」をご存知ですか?今年是人権擁護委員制度が創設されて70周年を迎えます。西原町には6人の人権擁護委員がいます。相談は無料で、秘密は厳守されますので、いじめ、差別、虐待など、ひとりで悩まずご相談ください。

お問い合わせ 総務部 総務課 広報係 ☎945-5011

人権擁護委員です



遮熱防水

外壁塗装

サンリフォーム沖縄
 西原町字内間111-2
 TEL.882-9155

お見積り無料
 お気軽にお電話下さい!
 ☎0120-882-916

